

必ずチェック最低賃金！ 使用者も、労働者も

青森県最低賃金改定のお知らせ

- 1 **青森県最低賃金が改定**されます。金額等は次のとおりです。

時間額 898円（令和5年10月7日から）

- 2 青森県最低賃金は、青森県内で働く全ての労働者に適用されます。
- 3 製造業と小売業の一部には、特定（産業別）最低賃金が定められています。
- 4 業務改善助成金については、「**業務改善助成金コールセンター**」（電話番号：0120-366-440）にお問い合わせください。
- 5 最低賃金引上げに向けた支援策、その他相談については「**青森働き方改革推進支援センター**」（電話：0800-800-1830）にお問い合わせください。
- 6 詳しくは、**青森労働局ホームページ**からもご覧になれます。
(<https://jsite.mhlw.go.jp/aomori-roudoukyoku/home.html>)

※ お問い合わせは、**青森労働局労働基準部賃金室** へ。
(TEL 017-734-4114)